# 生産緑地制度が改正されました

都市の緑の空間の保全・活用によって潤いのある豊かなまちづくりを推進するため、平成 29 年(2017 年)6 月 15 日付で「都市緑地法等の一部を改正する法律」が施行されました。この改正には「生産緑地法の改正」が盛り込まれており、生産緑地地区として指定される面積要件については、地域の実情に応じて条例を制定することで 300 平方メートルまで緩和することが可能となりました。また、「都市計画運用指針」が改正され、生産緑地地区の計画の考え方や指定要件などについても見直しがされました。

## 生産緑地地区指定要件の「一団のものの区域」について見直し

生産緑地地区の指定要件にある「一団のものの区域」は、原則として物理的に一体的な地形的まとまりを有している農地等としています。ただし、稠密な市街地においての取扱いについては、「同一の街区」または「隣接する街区」に存在する複数の農地等で、「一団のものの区域」の合計面積が 300 平方メートル以上となるものについては生産緑地地区として定めることが可能となりました。(一団の農地等を構成する個々の農地の面積は 100 平方メートルが下限)

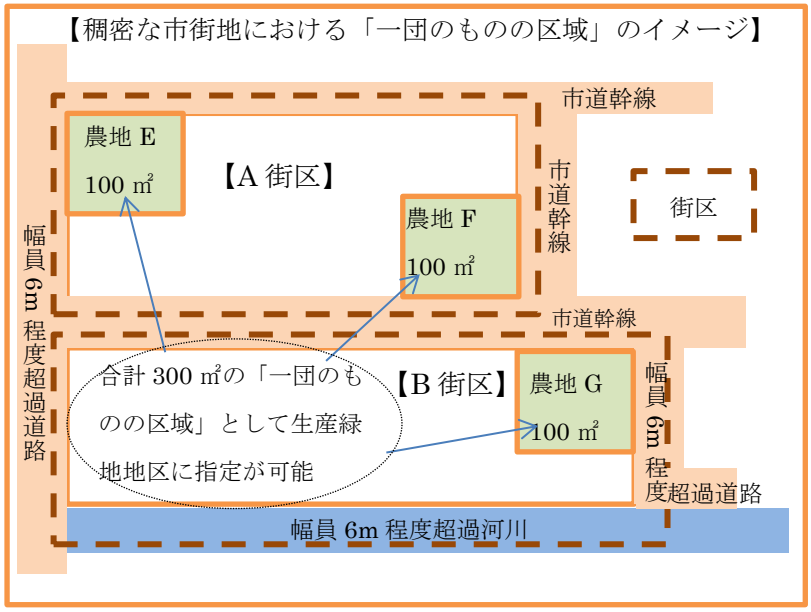


〈街区の範囲〉
宇治市における街区の範囲は原則として以下のとおり取扱います。
道路・河川等（国道、府道、市道幹線、幅員が 6m 程度を超過している道路・河川・水路）地形地物等で分けられる範囲及びその他の事情を考慮した範囲。

※稠密とは隙間なく多く集まっていること。混み合っていること。